

「省エネ法改正対策セミナー」レポート

エネルギー使用量の現状把握と具体的な対策を指南

小誌は9月29日、東京・港区内で「省エネ法改正対策セミナー」を開催した。今回のセミナーは対費用効果をできるだけ上げ、医療機関が医療に専念しながら、省エネによって適切な利益を上げる方法を豊富な事例に基づいて解説するもの。病院経営の実務の中で省エネ法対策担当者など多くの参加者に足を運んでいただいた。講師を務めたエネルギー・コンサルタントの青山真一氏は経営者でもある立場から、現場感覚に基づいた省エネ法対策はどうあるべきかを5年にわたって模索、実践し、病院や建設大手など多種多様なクライアントをコンサルティングしてきた。

8月号「省エネ法改正で試される病院経営」で報じたように、改正省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)が4月から施行された。2010年度からの厳密化・厳罰化の実施に向けてすべての事業者は05年度以降の年間エネルギー使用量を把握する必要に迫られている。この場合の「事業者」には医療機関も含まれる。

エネルギー使用量が年間1500kWh(電気料金換算で年間約8000万円)を超える事業者は管轄の経済産業局に届け出る。届出が必要な事業者の目安は、病院の場合、500~600床以上の規模といわれている。その結果、特定事業所の指定を受ければ、使用状況の定期的報告や中・長期計画の立案と管理を行うことを求められる。

青山氏は今回の法改正のポイントを「事業場(=箱もの)単位」から「法人単位」の法体系へのシフトチェンジとまず指摘。鳩山由紀夫首相が打ち出した温暖化ガスを20年までに90年比で「25%削減」の国際協約を実現する観点からも、「相当厳しい対応が求められる」と現状認識をうながした。

改正法によれば、所定の届出をしなかった場合、50万円以下の罰金を課され、企業名が公表される。目標未達成ならば「措置命令」として不足量×最大1.3倍の削減を課される。さらに命令違反があれば、上限50万円の罰金を支払わなければならない。届出義務が不要と判明した中小規模の医療機関であっても、環境面はもちろん、病院経営の観点から省エネ対策によって利益を生み出す可能性は検討に値する。

最も実行性あるのは「照明」「空調」

こうした規制・罰則をクリアする手段が、本セミナーの眼目である省エネ対策である。具体的には、①計測(現状管理)②削減(省エネ計画)③報告(法対策)④管理の4項目に取り組む必要がある。中でも重要なのがエネルギーの計測だ。どれほど資産管理に通じた法人であっても、エネルギーの消費先比率を「熱源」や「給湯・蒸気」「動力」といった用途別に落とし込んで把握している例はほとんどないという。それらの用途の中でも省エネの実効性を最も上げやすいのが「照明」と「空調」である。

省エネは「大手事業者はやり切っているのが現状。それでも『見えない商材』を使えばまだまだ可能」だが、景気が低迷する中、設備投資は頭の痛い問題だ。そこで青山氏が推奨するのが「ESCO」(Energy Service Company)というビジネスモデル。顧客に省エネシステムを提供しランニングコストを下げる代わりに、軽減した光熱水費から一定の割合を業者が受け取るものだ。ESCOをうまく活用できれば、初期投資をかけずに省エネ機器を導入することができるという。希望する医療機関には青山氏が無料で「省エネ診断」を実施する特典もついた今回のセミナー。質疑応答のコーナーはもちろん、終了後も青山氏に具体的な事案について問い掛ける参加者の姿が見られた。小誌では今後も病院経営の現状に即した問題解決の方法を提案すべく、双方向で学べる機会を設けていく予定だ。

ESCO事業による包括的なサービス

